

大谷大学大学院学則

(1976年4月1日制定)

最近改正 2025年3月25日

第1章 総則

(目的)

第1条 大谷大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、仏教の精神に則り、仏教並びに人文・社会に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学大学院は、前条の目的及び使命の達成並びにその教育研究水準の向上に資するため、本学大学院における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検・評価を行う組織・項目など、実施に必要な体制については別に定める。
(課程)

第3条 本学大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、専攻分野について従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度で精深な研究能力とその基礎となる幅広い豊かな学識の涵養を目的とする。

3 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱い、後期3年の課程を博士後期課程とする。

4 修士課程は、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に更に広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力の涵養を目的とする。

5 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(修業年限及び在学年限等)

第4条 本学大学院における修士課程の修業年限は2年とし、学生は4年を超えて在学することができない。ただし、第32条第1項又は第32条の2第1項の規定により入学した学生は、第32条第2項又は第32条の2第2項に定められた修業年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。なお、再入学者は過去に

在学していた年数を在学年数に含めるものとする。また、第7条の2の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限も、4年を超えることはできない。

2 博士後期課程の修業年限は3年とし、学生は6年を超えて在学することができない。ただし、第32条第1項又は第32条の2第1項の規定により入学した学生は、第32条第2項に定められた修業年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。なお、再入学者は過去に在学していた年数を在学年数に含めるものとする。

第2章 研究科の組織及び学生定員

(研究科・専攻及び定員)

第5条 本学大学院に人文学研究科を置く。

2 人文学研究科に次の専攻を置く。

真宗学専攻、仏教学専攻、哲学専攻、仏教文化専攻、国際文化専攻、教育・心理学専攻

3 各専攻の教育研究目的は次のとおりとする。

(1) 真宗学専攻は、親鸞の根本著作である『教行信証』の読解を中心に据え、その教学思想を研究し、自己自身の求道的関心を通して、広い視野をもって人間の諸問題を探究する人物の育成をめざす。

(2) 仏教学専攻は、客観的文献研究を重視する方法論によって仏教を学問的に研究し、その知見に基づき、現代社会のさまざまな課題の解明にも寄与する人物の育成をめざす。

(3) 哲学専攻は、「人間とは何か」といった根本的問題を東西の思想的伝統を踏まえつつ考究し、現代の多様な価値観に由来する人間の諸問題に対処しうる人物の育成をめざす。

(4) 仏教文化専攻は、仏教を土壌として形成されてきたアジア諸地域の文化を歴史学研究と文学研究の両面から解明し、日本・東洋の仏教文化の精粹を考究し、発信しうる人物の育成をめざす。

(5) 国際文化専攻は、古今東西の多様な文化に向き合い、そこに見出される関係性や普遍性に注目することによって、高度な学問的洞察力と広い国際的発想力をもつ人物の育成をめざす。

(6) 教育・心理学専攻は、宗教的情操に基づく豊かな人間理解の態度を持ち、教育学、心理学及び教科教育学の各領域において高度な研究を行い、教育学、心理

学に関係した分野において中心的な役割をはたすことができる高度専門職業人の育成をめざす。

4 各専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専 攻	修 士 課 程		博士後期課程		合 計 収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
人 文 学 研 究 科	真宗学専攻	20名	40名	3名	9名	49名
	仏教学専攻	15名	30名	3名	9名	39名
	哲学専攻	10名	20名	3名	9名	29名
	仏教文化専攻	10名	20名	3名	9名	29名
	国際文化専攻	10名	20名	3名	9名	29名
	教育・心理学専攻	8名	16名	-	-	16名
合 計		73名	146名	15名	45名	191名

第3章 教育方法及び履修方法

(教育方法)

第6条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(履修方法)

第7条 授業科目は、その内容により基礎科目、専攻科目及び選択科目とに分け、次の基準に従って履修しなければならない。詳細は「大谷大学大学院履修規程」に定める。

課 程	専 攻	最 低 必 要 単 位 数			
		基礎科目	専攻科目	選択科目	計
修 士 課 程	真宗学専攻 仏教学専攻 哲学専攻 仏教文化専攻 国際文化専攻	4	16以上	0以上	30以上
	教育・心理学専攻	6	8	16	30
博士後期課程	各専攻共	2	12以上	4以上	18以上

2 博士後期課程の教育は、主として研究指導によるものとするが、あわせて授業科目

の授業による教育をもってこれを補うものとする。

3 開設する授業科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第7条の2 修士課程の学生が、職業を有している等の事情により、第4条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 前項の長期履修に関する必要な事項は、別に定める。

(授業科目の履修)

第8条 学生は、当該年度において履修すべき授業科目を定められた時期に登録をしなければならない。登録は聴講登録及び受験登録とする。

2 学生は、前項により登録をした授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することができない。

(他の大学院における授業科目の履修)

第9条 本学大学院は、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で、本学大学院において履修したものとみなすことができる。

(単位)

第10条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第10条の2第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

2 授業方法に応じた単位数の詳細は、「大谷大学大学院履修規程」に定める。

(授業の方法)

第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本学大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履

修させる場合についても、同様とする。

- 4 本学大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位修得の認定)

第11条 本学大学院は、授業科目を履修し、授業に3分の2以上出席した者には、認定の上、所定の単位を与える。

- 2 単位修得の認定は、試験、論文その他の方法により学修の成果を評価するものとし、その方法は各授業科目担当教員がこれを定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条の2 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、与えることができる単位数は、転入学又は再入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位を含めて15単位を超えないものとする。

- 3 転入学の場合の入学前に修得した単位の認定は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

- 4 再入学の場合の退学前に修得した単位の認定は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

- 5 再入学者が、退学から再入学までの期間中に大学院において修得した単位がある場合の認定は、「大谷大学大学院履修規程」に定める。

(外国の大学院における単位の修得)

第11条の3 外国の大学院で単位を修得した場合は、第9条及び前条の規定を準用する。この場合、修得したものとみなすことができる単位数は、第9条の単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(他大学院科目及び入学前単位認定の修得単位制限)

第11条の4 第9条、第11条の2及び第11条の3において、修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(試験等の時期)

第12条 試験等の時期は原則として学期末とするが、学長が特に必要と認めた場合は、試験の時期を変更することができる。なお、各授業科目担当教員が必要と認めたときは、臨時にこれを行うことができる。

(受験資格)

第13条 当該授業科目の履修について、定められた時期に登録していない者は、試験を受けることができない。

- 2 前項のほか、懲戒のため全部又は一部の学修をしない授業科目の試験は、原則として受けることができない。

(追試験)

第14条 疾病等正当な事由によって受験できなかった者については、願い出の後、大学院人文学研究科長（以下「人文学研究科長」という。）が認めた限度内において追試験を行うことができる。

- 2 追試験に関する必要事項は、別に定める。

(学習の評価)

第15条 授業科目の成績は、次のとおりとし、S、A、B、Cを合格とする。

S … (100点～90点)

A … (89点～80点)

B … (79点～70点)

C … (69点～60点)

F … (59点～0点)

K … (棄権・放棄により評価できないもの)

(研究指導)

第16条 本学大学院における研究指導については、別に定める。

- 2 本学大学院は、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院、又は研究所等とあらかじめ協議の上、修士課程・博士後期課程の学生に、当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 3 前項の研究指導を修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

- 4 教育研究の発展のため、本学大学院に大学院客員教授を置くこととし、これについては別に定める。

第4章 課程修了の要件

(修士課程修了の要件)

第17条 修士課程を修了するためには、本学大学院修士課程に2年以上在学し、その正規の授業を受け、所定の授業科目30単位以上を履修し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士課程における学位論文は、広い視野に立って精深な学識をそなえ、かつ、その専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを立証するに足るものであることが必要であり、2年間広い視野のもとに専攻分野の研究をした成果と認め得るものでなければならない。

(博士後期課程修了の要件)

第18条 博士後期課程を修了するためには、本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、その正規の授業を受け、所定の授業科目18単位以上を履修し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 前項の課程修了の要件には、その研究に必要な2カ国語以上の外国語によく通ずることを条件とする。

3 博士後期課程における学位論文は、その専攻分野についての研究者として自立して独創的研究活動を行うに必要な高度で精深な研究能力とその基礎となる幅広い豊かな学識を有することを立証するに足るものでなければならない。

(最終試験)

第19条 前2条に規定する最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連する科目についての口述試問を行うものとする。

(学位論文の審査)

第20条 修士論文及び博士論文の審査は、別に定める「大谷大学学位規程」によるものとする。

(課程修了の認定)

第21条 本学大学院の修士課程及び博士後期課程修了の認定は、大学院委員会の意見を聴き、その意見を十分に考慮したうえで、学長が決定する。

第5章 学位の名称及び授与

(学位の授与)

第22条 大谷大学(以下「本学」という。))は、修士課程の修了を認定した者に対して、修士の学位を授与する。

2 本学は、博士後期課程修了を認定した者に対して、博士の学位を授与する。

3 本学は、本学大学院の博士後期課程修了の認定を得ることなくして博士の学位論文を提出する者には、「大谷大学学位規程」により、博士の学位を授与することができる。

4 その他学位の授与に関する事項は、「大谷大学学位規程」による。

第23条 削除

第6章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第24条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学長は、前項の学期を変更することができる。

(休業日)

第25条 本学大学院における休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 開学記念日 10月13日

(4) 春期休業 3月20日から3月31日まで

(5) 夏期休業 8月1日から9月10日まで

(6) 冬期休業 12月27日から翌年1月7日まで

2 学長は、前項第1号から第3号までに定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

3 学長は、第1項の休業日を変更することができる。

(授業期間)

第26条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第7章 入学

(入学の時期)

第27条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(修士課程の入学資格)

第28条 本学大学院修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の入学試験に合格しなければならない。ただし、入学試験のほかに既往の学業成績を調査し、これを参考にすることがある。

(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

(2) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学

大臣が定める日以後に修了した者

(3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣が指定した者

(5) その他本学大学院において、学校教育法第83条に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(博士後期課程の入学資格)

第29条 本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、修士の学位を有する者又は外国において修士の学位を得た者で、所定の選抜試験に合格しなければならない。ただし、選抜試験のほかには既往の学業成績を調査し、これを参考にすることがある。

(入学の出願)

第30条 本学大学院修士課程並びに博士後期課程に入学を志願する者は、本学大学院所定の書類に別表Ⅱに定める入学検定料を添えて提出しなければならない。本学大学院の修士課程を修了し、当該博士後期課程への入学を志願する者についても同様とする。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等は別に定める。

(入学者の選考)

第31条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(再入学)

第32条 願いにより本学大学院を退学した者が、退学後5年以内に再び本学大学院へ入学を希望するときは、欠員がある場合に限り選考を行うことができる。

2 前項の規定による選考に合格した者の本学大学院における修業年数は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

3 第1項の者の出願手続は、第30条に準ずる。

4 再入学について必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第32条の2 本学大学院へ転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考を行うことができる。

2 前項の規定による選考に合格した者の本学大学院における修業年数は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

3 第1項の者の出願手続は、第30条に準ずる。

4 転入学について必要な事項は、別に定める。

(入学志願者の可否の決定)

第32条の3 学長は、前3条の選考の結果について大学院委員会で審議し、その意見を十分考慮したうえで、入学志願者の可否を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第33条 第31条、第32条及び第32条の2の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書、保証人の保証書及びその他所定の書類を提出するとともに定められた学費等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第34条 保証人は、学生の在学中における、所定の納付金を遅滞なく納入することを含む一切の責任を負う者とする。

2 保証人の転居、改印、死亡等のことがあった場合には、その旨を届け出なければならない。ただし、保証人の死亡その他の事由によって、保証人の変更を必要とする場合は、改めて保証書を提出しなければならない。

第8章 休学、復学、留学、転学、退学、除籍及び復籍

(休学)

第35条 疾病、事故その他特別の理由により、2カ月以上修学することができない者は、その事由を具して保証人連署の上、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病等のために修学することが適当でないと認められる者については、学長はこの者に対して休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1学期又は1年とする。ただし、引きつづき休学を要するときは、特別の事由がある場合に限り、更に1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 引きつづき休学を要する場合は、その1カ月前までに改めて休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

5 休学期間は、通算して修士課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を超えることができない。

6 休学期間は、第4条に定める在学期間には算入しない。

7 学生は、休学のため全部又は一部の学習をしない授業科目の試験は原則として受けることができない。

(復学)

第36条 休学者が復学しようとするときは、復学しようとする学期の1カ月前までに

所定の様式により復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、前期又は後期の始めとする。

(留学)

第36条の2 学長が研究上有益と認めたときは、外国の大学院に留学を許可することができる。

2 留学に関する取扱いは、別に定める。

(転学)

第37条 本学大学院の学生が他の大学院へ転学を希望する場合は、事前に退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署の上、所定の様式により退学願に学生証を添えて提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。

- (1) 規定された納金の義務を怠った者
- (2) 第4条第1項及び第2項に定める在学年限を超えた者
- (3) 第35条第3項及び第5項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間に亘り行方不明の者
- (5) 死亡した者

(復籍)

第40条 前条第1号により除籍された者は、除籍後3年以内に限り、学長の許可を得て復籍することができる。

2 復籍について必要な事項は、別に定める。

第41条 その他学生の学籍異動等に関する必要事項が有る時は、別に定める。

第9章 研修員、科目等履修生、聴講生、外国人留学研究生及び外国人特別生
(研修員)

第42条 本学大学院において本学大学院の研究・教育の目的に沿い、特定の研究課題のもとに研究指導を受けることを希望する者で、大学院相当の学力があると認められた者は、教育研究に支障のない限りにおいて、選考の上、研修員としてこれを許可することができる。

2 研修員の研修費は、別表Ⅱに定める。

3 その他研修員に関する必要事項は、別にこれを定める。

第43条 (削 除)

(科目等履修生)

第44条 本学大学院において特定の授業科目の履修及び単位の修得を希望し、また大学院の科目等履修生として相当の学力があると認められた者は、教育研究に支障のない限りにおいて、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生には、第11条及び第15条の規定を準用して、履修した授業科目の単位を与えることができる。

3 科目等履修生の選考料、登録料及び履修料は、別表Ⅱに定める。

4 その他科目等履修生に関する必要事項は、別にこれを定める。

(聴講生)

第44条の2 本学大学院において特定の授業科目の聴講を希望し、また大学院の聴講生として相当の学力があると認められた者は、教育研究に支障のない限りにおいて、選考の上、聴講生としてこれを許可することができる。

2 聴講生の選考料、登録料及び聴講料は、別表Ⅱに定める。

3 その他聴講生に関する必要事項は、別にこれを定める。

(外国人留学研究生)

第44条の3 本学大学院において研究指導を受けることを希望する外国人留学生で、大学院相当の学力があると認められた者は、教育研究に支障のない限りにおいて、選考の上、外国人留学研究生としてこれを許可することができる。

2 外国人留学研究生の選考料及び研究費等は、別表Ⅱに定める。

3 その他外国人留学研究生に関する必要事項は、別にこれを定める。

第45条 (削 除)

第10章 学費及びその他の費用

(学費)

第46条 学生は学費を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学費とは入学金、授業料及び施設費をいい、その額は別表Ⅱに定める。

(その他の費用)

第47条 前条第2項に定める学費のほか、実験実習費その他教育に必要な費用を徴収することがある。

(納入期日)

第48条 学費は毎年前期、後期の2回に分け、次の期日までに納入しなければならない。

- (1) 前期分 4月26日まで
 - (2) 後期分 10月12日まで
- (延納)

第49条 経済的理由により修学が困難な学生は、学費を延納することができる。延納を希望する者は、次に定める期日までにその事情を詳記し、保証人連署捺印の上、延納許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- (1) 前期分 4月15日まで
- (2) 後期分 9月30日まで

2 延納の許可を得た者は、次に定める期日までに一括により学費を納入しなければならない。

- (1) 前期分 7月31日まで
- (2) 後期分 1月31日まで

(学年の途中で修了する場合の学費)

第50条 前期(9月30日付)をもって修了する見込みの者は、前期分の学費を所定の期日までに納入しなければならない。

(退学の場合の学費)

第51条 学期の途中で退学する者の当該学期分の学費は納入しなければならない。
(懲戒処分を受けた場合の学費)

第52条 停学期間中の学費は納入しなければならない。
(学費の減免)

第52条の2 修士課程において修業年限を超えて在学する者で、修了に必要な単位が2単位以内の不足者、又は修士論文のみ不足者は、授業料の5割を減額する。

2 博士後期課程において修業年限を超えて在学する者で、第18条に定める博士後期課程修了要件のうち、学位論文のみ不足者で、かつ、当該年度の指導教員の「特殊研究(演習)」のみ履修する者は、授業料及び施設費の8割を減額する。ただし、当該年度の指導教員の「特殊研究(演習)」以外の科目履修をする者は、授業料のみ5割を減額する。

第53条 休学を許可され、又は命ぜられた者についての当該期間中の学費(入学金を除く。)は、全額を免除する。ただし、別表Ⅱに定める在籍料を納入しなければならない。

第54条 本学を卒業し、本学大学院に入学する者の学費は、入学金に限り、8割を減額する。

2 本学大学院修士課程を修了し、本学大学院博士後期課程に入学する者の学費は、入

学金に限り、8割を減額する。

3 再入学者の学費は、入学金に限り、8割を減額する。

第55条 学生の保証人が天災又はこれに準ずる非常災害を受けた場合は、その実情を調査の上、学長は該当者の学費(入学金を除く。)を、免除又は減額することがある。

第55条の2 外国人留学生の学業を勧奨し、経済的負担を軽減することを目的に、授業料の一部を減免することがある。
(学費等の不還付)

第56条 既納の検定料、学費等は理由のいかんにかかわらず還付しない。ただし、特別な事情がある場合については別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第57条 学生として他の模範となる者に対しては、大学院委員会の議を経て、学長がこれを表彰することができる。

(懲戒)

第58条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為を為した者は、補導会議の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 補導会議については、別に定める。

第12章 教育研究実施組織等

(教育研究実施組織等)

第59条 本学大学院は、教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、教育研究実施組織等を編成する。

2 本学大学院は、学長がこれを総括し、その職務は人文科学研究科長がこれに当たる。
(指導教員)

第60条 本学大学院における授業及び研究指導は、本学教員の中から若干名の教授、准教授及び講師がこれを担当する。

2 各専攻に若干名の指導教員を置く。各専攻の主要科目又は専攻科目において開講する特殊研究(演習)を担当する教員が指導教員となり、演習・論文の指導に当たる。た

だし、教育・心理学専攻においては、教育・心理学特別研究を担当する教員が、指導教員となる。

第61条 削除

(大学院委員会)

第62条 本学大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会の運営に関する必要事項については、別に定める。

第63条から第69条まで 削除

第13章 研究指導施設及び設備等

(研究指導施設)

第70条 本学大学院には、教育研究に必要な施設、設備、図書及び学術雑誌等を備える。

第71条 本学大学院は、教育研究上支障を生じない限りにおいて、本学学部等の施設並びに設備を共用する。

第72条 本学大学院学生は、研究のため、本学の図書館、研究室等の諸施設及び諸設備を利用することができる。

第73条 本学大学院学生は、本学の福利厚生諸施設等を利用することができる。

第14章 資格の取得

(資格の取得)

第74条 本学大学院において中等科教育職員免許状（中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状）及び初等科教育職員免許状（小学校教諭専修免許状）を取得しようとする者は、本学大学院において開設されている関係科目中から、教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。

第75条 前条の中等科教育職員免許状（中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状）及び初等科教育職員免許状（小学校教諭専修免許状）を取得できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 本学大学院に1年以上在学し、30単位以上を修得した者

第76条 本学大学院において取得することができる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりである。

研究科	専攻	種類	教科
	真宗学専攻		宗教

人 文 学 研 究 科	仏教学専攻	中学校教諭専修免許状	宗教
	哲学専攻		社会
	仏教文化専攻		社会
	国際文化専攻		英語
	真宗学専攻	高等学校教諭専修免許状	宗教
	仏教学専攻		宗教
	哲学専攻		公民
	仏教文化専攻		地理歴史
	国際文化専攻	小学校教諭専修免許状	英語
	教育・心理学専攻		—

付 則

- この学則は、1976年4月1日から施行する。
- この学則は、1977年4月1日から施行する。
- この学則は、1978年4月1日から施行する。
- この学則は、1980年4月1日から施行する。
- この学則は、1980年7月10日から施行する。
- この学則は、1981年4月1日から施行する。
- この学則は、1982年4月1日から施行する。
- この学則は、1982年10月1日から施行する。
- この学則は、1983年4月1日から施行する。
- この学則は、1986年6月1日から施行する。
- この学則は、1990年4月1日から施行する。
- この学則は、1992年4月1日から施行する。
- この学則は、1993年4月1日から施行する。
- この学則は、1994年4月1日から施行する。
- この学則は、1995年4月1日から施行する。
- この学則は、1995年5月23日から施行する。
- この学則は、1996年4月1日から施行する。
- この学則は、1997年4月1日から施行する。
- この学則は、1999年4月1日から施行する。

- 20 この学則は、2000年4月1日から施行する。
- 21 この学則は、2001年4月1日から施行する。
- 22 この学則は、2002年4月1日から施行する。
- 23 この学則は、2003年4月1日から施行する。
- 24 この学則は、2004年4月1日から施行する。
- 25 この学則は、2004年12月6日に一部改正し、2005年4月1日から施行する。別表Ⅱ中、施設費は2006年度入学生から、研修費、研究費については2006年度新規受入の研修員、外国人留学研究生から適用する。
- 26 この学則は、2005年3月17日に一部改正し、2005年4月1日から施行する。ただし、第7条、第17条、第18条については、2005年度入学生から適用する。
- 27 この学則は、2006年3月23日に一部改正し、2006年4月1日から施行する。
- 28 この学則は、2006年12月7日に一部改正し、2007年4月1日から施行する。
- 29 この学則は、2007年3月23日に一部改正し、2007年4月1日から施行する。
- 30 この学則は、2008年3月27日に一部改正し、2008年4月1日から施行する。
- 31 この学則は、2008年10月20日に一部改正し、2009年4月1日から施行する。
- 32 この学則は、2009年3月25日に一部改正し、2009年4月1日から施行する。
- 33 この学則は、2010年3月25日に一部改正し、2010年4月1日から施行する。
- 34 この学則は、2011年3月15日に一部改正し、2011年4月1日から施行する。ただし、第52条の2第2項については、2009年度入学生から適用する。
- 35 この学則は、2012年3月27日に一部改正し、2012年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項及び第7条の2については、2013年度入学生から適用する。
- 36 この学則は、2012年3月27日に一部改正し、2013年4月1日から施行する。
- 37 この学則は、2013年3月25日に一部改正し、2013年4月1日から施行する。ただし、第52条の2第2項については、2009年度入学生から適用する。
- 38 この学則は、2014年3月24日に一部改正し、2014年4月1日から施行する。
- 39 この学則は、2015年3月24日に一部改正し、2015年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項及び別表Ⅰ（第7条関係）については、2015年度修士課程入学生及び2017年度博士後期課程入学生から適用する。また、第17条第1項については、2015年度修士課程入学生から適用する。
- 40 この学則は、2016年3月24日に一部改正し、2016年4月1日から施行する。
- 41 この学則は、2017年3月22日に一部改正し、2017年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項については、2017年度修士課程入学生及び2017年度博士後期課程入学生から適用する。また、第17条第1項については、2017年度修士課程入学生、

- 別表Ⅰ（第7条関係）については、2017年度博士後期課程入学生から適用する。
- 42 この学則は、2017年7月6日に一部改正し、2018年4月1日から施行する。ただし、第5条第4項の規定にかかわらず、大学院文学研究科社会学専攻修士課程は、2018年度から学生募集を停止した後も2018年3月31日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 43 この学則は、2018年3月22日に一部改正し、2018年4月1日から施行する。
- 44 この学則は、2020年3月24日に一部改正し、2020年4月1日から施行する。ただし、第5条第4項の規定にかかわらず、大学院文学研究科社会学専攻博士後期課程は、2020年度から学生募集を停止した後も2020年3月31日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 45 この学則は、2021年3月24日に一部改正し、2021年4月1日から施行する。
- 46 この学則は、2021年5月24日に一部改正し、2022年4月1日から施行する。ただし、第5条、第7条、第9条、第10条、第14条から第16条まで、第22条、第59条、第76条及び別表Ⅰ（第7条関係）については、2022年度入学生から適用する。
- 47 この学則は、2022年3月22日に一部改正し、2022年4月1日から施行する。
- 48 この学則は、2023年3月24日に一部改正し、2023年4月1日から施行する。
- 49 この学則は、2023年10月24日に一部改正し、2024年4月1日から施行する。
- 50 この学則は、2025年3月25日に一部改正し、2025年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項については、2027年度入学生から適用する。また、第54条については、2026年度入学生から適用する。

別表Ⅰ （第7条関係）

修士課程

真宗学専攻

（基礎科目）

科 目 名	内 容	単位
仏 教 の 視 点	講 義	2
専 攻 交 流 演 習 I	演 習	2

（専攻科目）

科 目 名	内 容	単位
真宗学特殊研究Ⅰ（講義）1	講 義	2

真宗学特殊研究Ⅰ（講義）2	講義	2
真宗学特殊研究Ⅰ（講義）3	講義	2
真宗学特殊研究Ⅰ（講義）4	講義	2
真宗学特殊研究Ⅰ（講義）5	講義	2
真宗学特殊研究Ⅰ（講義）6	講義	2
真宗学特殊研究Ⅰ（講義）7	講義	2
真宗学特殊研究Ⅰ（講義）8	講義	2
真宗学特殊研究Ⅱ（文献研究）1	文献研究	2
真宗学特殊研究Ⅱ（文献研究）2	文献研究	2
真宗学特殊研究Ⅱ（文献研究）3	文献研究	2
真宗学特殊研究Ⅱ（文献研究）4	文献研究	2
真宗学特殊研究（演習）	演習	2
真宗学特殊研究（論文指導）	演習	2
真宗学研究1	講義	2
真宗学研究2	講義	2
真宗学研究3	講義	2
真宗学研究4	講義	2
真宗学研究（文献研究）1	文献研究	2
真宗学研究（文献研究）2	文献研究	2
真宗学研究（文献研究）3	文献研究	2
真宗学研究（文献研究）4	文献研究	2

仏教学専攻

（基礎科目）

科目名	内容	単位
仏教の視点	講義	2
専攻交流演習Ⅰ	演習	2

（専攻科目）

科目名	内容	単位
仏教学特殊研究Ⅰ（講義）1	講義	2
仏教学特殊研究Ⅰ（講義）2	講義	2
仏教学特殊研究Ⅱ（文献研究）1	文献研究	2

仏教学特殊研究Ⅱ（文献研究）2	文献研究	2
仏教学特殊研究（演習）	演習	2
仏教学特殊研究（論文指導）	演習	2
仏教学研究1	講義	2
仏教学研究2	講義	2
仏教学研究3	講義	2
仏教学研究4	講義	2
仏教学研究5	講義	2
仏教学研究6	講義	2
インド学研究1	講義	2
インド学研究2	講義	2
仏教学研究（文献研究）1	文献研究	2
仏教学研究（文献研究）2	文献研究	2
仏教学研究（文献研究）3	文献研究	2
仏教学研究（文献研究）4	文献研究	2
仏教学研究（文献研究）5	文献研究	2
仏教学研究（文献研究）6	文献研究	2

哲学専攻

（基礎科目）

科目名	内容	単位
仏教の視点	講義	2
専攻交流演習Ⅰ	演習	2

（専攻科目）

科目名	内容	単位
哲学特殊研究Ⅰ（講義）1	講義	2
哲学特殊研究Ⅰ（講義）2	講義	2
哲学特殊研究Ⅰ（講義）3	講義	2
哲学特殊研究Ⅰ（講義）4	講義	2
哲学特殊研究Ⅱ（文献研究）1	文献研究	2
哲学特殊研究Ⅱ（文献研究）2	文献研究	2
哲学特殊研究Ⅱ（文献研究）3	文献研究	2

哲学特殊研究Ⅱ（文献研究）4	文献研究	2
哲学特殊研究（演習）	演習	2
哲学特殊研究（論文指導）	演習	2
哲学研究 1	講義	2
哲学研究 2	講義	2
哲学研究（文献研究）1	文献研究	2
哲学研究（文献研究）2	文献研究	2
倫理学研究 1	講義	2
倫理学研究 2	講義	2
倫学研究（文献研究）1	文献研究	2
倫学研究（文献研究）2	文献研究	2
宗教学研究 1	講義	2
宗教学研究 2	講義	2
宗教学研究（文献研究）1	文献研究	2
宗教学研究（文献研究）2	文献研究	2
現代思想研究 1	講義	2
現代思想研究 2	講義	2
現代思想研究（文献研究）1	文献研究	2
現代思想研究（文献研究）2	文献研究	2

仏教文化専攻

（基礎科目）

科目名	内容	単位
仏教の視点	講義	2
専攻交流演習Ⅰ	演習	2

（専攻科目）

科目名	内容	単位
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）1	講義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）2	講義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）3	講義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）4	講義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）5	講義	2

仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）6	講義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）7	講義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）8	講義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）9	講義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）10	講義	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）1	文献研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）2	文献研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）3	文献研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）4	文献研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）5	文献研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）6	文献研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）7	文献研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）8	文献研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）9	文献研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）10	文献研究	2
仏教文化特殊研究（演習）	演習	2
仏教文化特殊研究（論文指導）	演習	2
仏教文化研究 1	講義	2
仏教文化研究 2	講義	2
仏教文化研究 3	講義	2
仏教文化研究 4	講義	2
仏教文化研究 5	講義	2
仏教文化研究 6	講義	2
仏教文化研究 7	講義	2
仏教文化研究 8	講義	2
仏教文化研究 9	講義	2
仏教文化研究 10	講義	2
仏教文化研究 11	講義	2
仏教文化研究 12	講義	2
仏教文化研究 13	講義	2
仏教文化研究 14	講義	2

仏教文化研究 1 5	講義	2
仏教文化研究 1 6	講義	2
仏教文化研究 1 7	講義	2
仏教文化研究 1 8	講義	2
仏教文化研究 1 9	講義	2
仏教文化研究 2 0	講義	2
仏教文化研究 2 1	講義	2

国際文化専攻

(基礎科目)

科目名	内容	単位
仏教の視点	講義	2
専攻交流演習 I	演習	2

(専攻科目)

科目名	内容	単位
国際文化特殊研究 I (講義) 1	講義	2
国際文化特殊研究 I (講義) 2	講義	2
国際文化特殊研究 II (文献研究) 1	文献研究	2
国際文化特殊研究 II (文献研究) 2	文献研究	2
国際文化特殊研究 II (文献研究) 3	文献研究	2
国際文化特殊研究 II (文献研究) 4	文献研究	2
国際文化特殊研究 (演習)	演習	2
国際文化特殊研究 (論文指導)	演習	2
地域文化研究 1	講義	2
地域文化研究 2	講義	2
地域文化研究 3	講義	2
地域文化研究 4	講義	2
地域文化研究 5	講義	2
地域文化研究 6	講義	2
地域文化研究 (文献研究) 1	文献研究	2
地域文化研究 (文献研究) 2	文献研究	2
地域文化研究 (文献研究) 3	文献研究	2

比較文化研究 1	講義	2
比較文化研究 2	講義	2

教育・心理学専攻

(基礎科目)

科目名	内容	単位
仏教の視点	講義	2
教育学総論	講義	2
心理学総論	講義	2

(専攻科目)

科目名	内容	単位
基盤的研究分野		
教育学領域		
教育人間学特論	講義	2
教育人間学演習	演習	2
臨床教育学特論	講義	2
臨床教育学演習	演習	2
仏教と教育特論	講義	2
仏教と教育演習	演習	2
心理学領域		
教育心理学特論	講義	2
教育心理学演習	演習	2
発達心理学特論	講義	2
発達心理学演習	演習	2
臨床心理学特論	講義	2
臨床心理学演習	演習	2
実践的研究分野		
教科教育学領域		
教科教育学 1 特論	講義	2
教科教育学 1 演習	演習	2
教科教育学 2 特論	講義	2
教科教育学 2 演習	演習	2

教 科 教 育 学 3 特 論	講 義	2
教 科 教 育 学 3 演 習	演 習	2
研究指導科目		
教育・心理学特別研究Ⅰ	演 習	2
教育・心理学特別研究Ⅱ	演 習	2

全専攻共通

(選択科目)

科 目 名	内 容	単位
語学文献研究（英語）	文献研究	2
語学文献研究（独語）	文献研究	2
語学文献研究（仏語）	文献研究	2
語学文献研究（中国語）	文献研究	2
英語読解（上級）1	外国語	1
英語読解（上級）2	外国語	1
英語読解（中級）3	外国語	1
英語読解（中級）4	外国語	1
ドイツ語読解（中級）1	外国語	1
ドイツ語読解（中級）2	外国語	1
フランス語読解（中級）	外国語	1
フランス語のしくみと表現（中級）	外国語	1
中国語会話（上級）1	外国語	1
中国語会話（上級）2	外国語	1
国際政治研究1	講 義	2
国際政治研究2	講 義	2
国際関係研究1	講 義	2
国際関係研究2	講 義	2
国際経済研究1	講 義	2
国際経済研究2	講 義	2
真宗学研究（文献研究）	文献研究	4
仏教学研究（文献研究）	文献研究	4
仏教文化研究（文献研究）	文献研究	4

仏教学研究（特別セミナー）	文献研究	2
比較宗教特殊講義	講 義	2

博士後期課程

真宗学専攻

(基礎科目)

科 目 名	内 容	単位
仏 教 の 視 点	講 義	2

(専攻科目)

科 目 名	内 容	単位
真宗学特殊研究Ⅰ（講義）1	講 義	2
真宗学特殊研究Ⅰ（講義）2	講 義	2
真宗学特殊研究Ⅰ（講義）3	講 義	2
真宗学特殊研究Ⅰ（講義）4	講 義	2
真宗学特殊研究Ⅰ（講義）5	講 義	2
真宗学特殊研究Ⅰ（講義）6	講 義	2
真宗学特殊研究Ⅰ（講義）7	講 義	2
真宗学特殊研究Ⅰ（講義）8	講 義	2
真宗学特殊研究Ⅱ（文献研究）1	文献研究	2
真宗学特殊研究Ⅱ（文献研究）2	文献研究	2
真宗学特殊研究Ⅱ（文献研究）3	文献研究	2
真宗学特殊研究Ⅱ（文献研究）4	文献研究	2
真宗学特殊研究（演習）	演 習	2
真 宗 学 研 究 1	講 義	2
真 宗 学 研 究 2	講 義	2
真 宗 学 研 究 3	講 義	2
真 宗 学 研 究 4	講 義	2
真 宗 学 研 究 5	講 義	2
真 宗 学 研 究 6	講 義	2
真宗学研究（文献研究）1	文献研究	2
真宗学研究（文献研究）2	文献研究	2

真宗学研究（文献研究）3	文献研究	2
真宗学研究（文献研究）4	文献研究	2

仏教学専攻

（基礎科目）

科 目 名	内 容	単位
仏 教 の 視 点	講 義	2

（専攻科目）

科 目 名	内 容	単位
仏教学特殊研究Ⅰ（講義）1	講 義	2
仏教学特殊研究Ⅰ（講義）2	講 義	2
仏教学特殊研究Ⅱ（文献研究）1	文献研究	2
仏教学特殊研究Ⅱ（文献研究）2	文献研究	2
仏教学特殊研究（演習）	演 習	2
仏 教 学 研 究 1	講 義	2
仏 教 学 研 究 2	講 義	2
仏 教 学 研 究 3	講 義	2
仏 教 学 研 究 4	講 義	2
仏 教 学 研 究 5	講 義	2
仏 教 学 研 究 6	講 義	2
インド学研究1	講 義	2
インド学研究2	講 義	2
仏教学研究（文献研究）1	文献研究	2
仏教学研究（文献研究）2	文献研究	2
仏教学研究（文献研究）3	文献研究	2
仏教学研究（文献研究）4	文献研究	2
仏教学研究（文献研究）5	文献研究	2
仏教学研究（文献研究）6	文献研究	2

哲学専攻

（基礎科目）

科 目 名	内 容	単位
-------	-----	----

仏 教 の 視 点	講 義	2
-----------	-----	---

（専攻科目）

科 目 名	内 容	単位
哲学特殊研究Ⅰ（講義）1	講 義	2
哲学特殊研究Ⅰ（講義）2	講 義	2
哲学特殊研究Ⅰ（講義）3	講 義	2
哲学特殊研究Ⅰ（講義）4	講 義	2
哲学特殊研究Ⅱ（文献研究）1	文献研究	2
哲学特殊研究Ⅱ（文献研究）2	文献研究	2
哲学特殊研究Ⅱ（文献研究）3	文献研究	2
哲学特殊研究Ⅱ（文献研究）4	文献研究	2
哲学特殊研究Ⅱ（文献研究）5	文献研究	2
哲学特殊研究Ⅱ（文献研究）6	文献研究	2
哲学特殊研究（演習）	演 習	2
哲 学 研 究 1	講 義	2
哲 学 研 究 2	講 義	2
哲学研究（文献研究）1	文献研究	2
哲学研究（文献研究）2	文献研究	2
倫 理 学 研 究 1	講 義	2
倫 理 学 研 究 2	講 義	2
倫理学研究（文献研究）1	文献研究	2
倫理学研究（文献研究）2	文献研究	2
宗 教 学 研 究 1	講 義	2
宗 教 学 研 究 2	講 義	2
宗教学研究（文献研究）1	文献研究	2
宗教学研究（文献研究）2	文献研究	2
現 代 思 想 研 究 1	講 義	2
現 代 思 想 研 究 2	講 義	2
現代思想研究（文献研究）1	文献研究	2
現代思想研究（文献研究）2	文献研究	2

仏教文化専攻

(基礎科目)

科 目 名	内 容	単位
仏 教 の 視 点	講 義	2

(専攻科目)

科 目 名	内 容	単位
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）1	講 義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）2	講 義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）3	講 義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）4	講 義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）5	講 義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）6	講 義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）7	講 義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）8	講 義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）9	講 義	2
仏教文化特殊研究Ⅰ（講義）10	講 義	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）1	文 献 研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）2	文 献 研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）3	文 献 研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）4	文 献 研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）5	文 献 研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）6	文 献 研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）7	文 献 研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）8	文 献 研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）9	文 献 研究	2
仏教文化特殊研究Ⅱ（文献研究）10	文 献 研究	2
仏教文化特殊研究（演習）	演 習	2
仏 教 文 化 研 究 1	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 2	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 3	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 4	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 5	講 義	2

仏 教 文 化 研 究 6	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 7	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 8	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 9	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 1 0	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 1 1	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 1 2	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 1 3	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 1 4	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 1 5	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 1 6	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 1 7	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 1 8	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 1 9	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 2 0	講 義	2
仏 教 文 化 研 究 2 1	講 義	2

国際文化専攻

(基礎科目)

科 目 名	内 容	単位
仏 教 の 視 点	講 義	2

(専攻科目)

科 目 名	内 容	単位
国際文化特殊研究Ⅰ（講義）1	講 義	2
国際文化特殊研究Ⅰ（講義）2	講 義	2
国際文化特殊研究Ⅱ（文献研究）1	文 献 研究	2
国際文化特殊研究Ⅱ（文献研究）2	文 献 研究	2
国際文化特殊研究Ⅱ（文献研究）3	文 献 研究	2
国際文化特殊研究Ⅱ（文献研究）4	文 献 研究	2
国際文化特殊研究（演習）	演 習	2
地 域 文 化 研 究 1	講 義	2
地 域 文 化 研 究 2	講 義	2

地 域 文 化 研 究 3	講 義	2
地 域 文 化 研 究 4	講 義	2
地 域 文 化 研 究 5	講 義	2
地 域 文 化 研 究 6	講 義	2
地域文化研究（文献研究）1	文献研究	2
地域文化研究（文献研究）2	文献研究	2
地域文化研究（文献研究）3	文献研究	2
比 較 文 化 研 究 1	講 義	2
比 較 文 化 研 究 2	講 義	2

国 際 経 済 研 究 2	講 義	2
真宗学研究（文献研究）	文献研究	4
仏教学研究（文献研究）	文献研究	4
仏教文化研究（文献研究）	文献研究	4
仏教学研究（特別セミナー）	文献研究	2
比 較 宗 教 特 殊 講 義	講 義	2
プ レ F D 実 践 演 習	演 習	2

別表Ⅱ （第7条の2・第30条・第42条・第44条・第44条の2・第44条の3・第46条・第53条関係）

全専攻共通

（選択科目）

科 目 名	内 容	単位
語学文献研究（英語）	文献研究	2
語学文献研究（独語）	文献研究	2
語学文献研究（仏語）	文献研究	2
語学文献研究（中国語）	文献研究	2
英語読解（上級）1	外国語	1
英語読解（上級）2	外国語	1
英語読解（中級）3	外国語	1
英語読解（中級）4	外国語	1
ドイツ語読解（中級）1	外国語	1
ドイツ語読解（中級）2	外国語	1
フランス語読解（中級）	外国語	1
フランス語のしくみと表現（中級）	外国語	1
中国語会話（上級）1	外国語	1
中国語会話（上級）2	外国語	1
国 際 政 治 研 究 1	講 義	2
国 際 政 治 研 究 2	講 義	2
国 際 関 係 研 究 1	講 義	2
国 際 関 係 研 究 2	講 義	2
国 際 経 済 研 究 1	講 義	2

入学検定料及び学費等一覧表

種 別	大学院	研修員	科目等 履修生	聴講生	外国人留 学研究生	備 考
入学検定料	35,000	—	—	—	—	受験時のみ
入 学 金	200,000	—	—	—	—	入学時のみ
授 業 料	480,000	—	—	—	—	年 額
施 設 費	220,000 200,000	—	—	—	—	年額(教育・心理学専攻) 年額(上記以外の専攻)
選 考 料	—	—	10,000	10,000	10,000	出願時のみ
登 録 料	—	—	15,000	10,000	—	登録時のみ
研 修 費	—	240,000	—	—	—	年 額
履 修 料	—	—	15,000	—	—	1 単 位
聴 講 料	—	—	—	30,000	—	年額(週2時間)
	—	—	—	15,000	—	半年(週2時間)
研 究 費	—	—	—	—	240,000	年 額
	—	—	—	—	120,000	半 年
在 籍 料	120,000	—	—	—	—	年 額

注 1 転入学、再入学者の入学検定料は、上記に準ずる。

2 2006年3月以前の大学院入学者の施設費は、従前の額による。

3 第7条の2の規定により「長期履修学生」と認められた学生の学費は、以下のとおりとする。

(1) 授業料及び施設費は、修業年限までの各々の合計額を、許可された履修

年数で除した額とする。各々の額に万円未満の端数が発生する場合は、万円単位に切り上げ、履修最終年次で調整する。

(2) 履修期間の短縮を認められた場合の授業料及び施設費は、修業年限までの各々の合計額から既納入額を差し引いた額とする。

(3) (1)(2)の規定にかかわらず、認められた履修期間を超えて在籍する場合の学費は、上記の表の額とする。

(4) 休学を認められた場合の在籍料は、上記の表の額とする。

4 その他の費用については、別に定める。